

令和 9 年度入学 未来へはばたく人財育成資金 (国公立高等学校奨学給付金) 申請のあらまし

経済的な理由で修学困難な世帯の生徒に、選考の上、国公立高等学校における授業料以外の教科書代や学用品、学校外活動にかかる費用の一部を給付します。

1 申請条件

① 戸田市内に居住している世帯であること。

② 対象となる学校の範囲

国公立の高等学校又は高等専門学校（第 1 学年～第 3 学年まで）へ進学を希望している人。戸田市立中学校に在籍し、成績優秀にして成業の見込みがある者で、在籍する中学校の校長が推薦し、上記の学校に入学を許可される見込みである人。(成績要件を満たす必要があります。)

③ 市税を完納している世帯であること。

④ 以下の条件に全て当てはまる連帯保証人をたてられること。(親権者可)

(1)戸田市内に居住し(※)(2)市税等が課されており、完納している方。

※ 戸田市内に連帯保証人がいない場合は、1 都 6 県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）に居住されている方も同様の条件で連帯保証人の資格を有することができます。

⑤ 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請する年度において市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。

イ 申請時において、生活保護法に規定する被保護者であること。

ウ 申請時において、就学援助を保護者が受けている者であること。

2 給付額（実際の給付は、年間 1 回です。）

月額 15,000 円（年額 180,000 円）

3 令和 8 年度給付実施予定

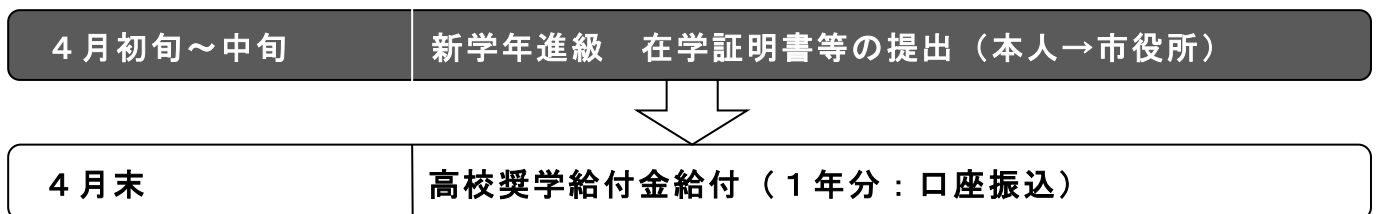
	日 程	備 考
『広報戸田市』 募集記事掲載	令和 9 年 1 月号	
申請書配付期間	令和 9 年 1 月 8 日（金）～	申請希望者は学校に申し出て申請書を受け取ってください。
申請書受付期間	令和 9 年 2 月 1 日（月） ～ 2 月 15 日（月）	戸田市役所 3 階教育総務課 窓口へ持参
給付実施時期	令和 9 年 3 月末	入学時のみ 3 月末 2 年次・3 年次は 4 月末

4 手続フローチャート

高校奨学給付金 募集から申請・選考・決定・給付までの流れ



《2・3年次》



《3年次》



5 申請時提出書類（提出先：戸田市役所3階 教育委員会事務局 教育総務課）

下記のうち◆の書類は、教育委員会が市税の課税等の状況を確認することに同意し、高校奨学給付金申請書の同意欄の「同意する」に丸印をつけた場合、提出不要です。

同意する方は、必ず別紙「教育委員会が市税の課税等の状況を確認することに同意して給付申請を行う際の注意事項について」をご確認ください。

提出書類	注意事項
高校奨学給付金申請書	■ 第1号様式
成績証明書	■ 在籍する中学校にて取得してください。 最新の通知表のコピー可。
推薦書	■ 在籍する中学校に記載を依頼してください。
◆申請者の世帯全員及び連帯保証人の市税完納証明書 (収納推進課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターでご申請ください。)	■ 親権者と連帯保証人が同一人の場合は1通で構いません。 ■ 市外の方は、納期が到来している税額に未納がないことを証明するものをご提出ください。
◆申請の条件に係る次のいずれかの書類 ア. 申請者の世帯全員の課税証明書(市民税の所得割が課されていないもの)又は非課税証明書(市民税課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターでご申請ください。) イ. 生活保護被保護証明書 ウ. 就学援助費受給児童生徒認定通知書(写)	
◆連帯保証人の課税証明書 (最新のもの)	■ 親権者と連帯保証人が同一人の場合は1通で構いません。

6 給付の決定

選考委員会にて選考の上、給付者を決定します。結果は給付の可否にかかわらず郵送で通知します。

★ 申請時の条件に該当しなくなった場合（例：戸田市外への転出、退学等）は給付停止となり、給付状況によって給付金を返還していただく必要があります。

当制度は、戸田市名誉市民である故中村隆俊様（戸田中央メディカルケアグループ名誉会長）から、2億円の寄附をいただき創設されました。

本市在住の中学生及び高校生の教育の向上・振興のため、経済的な理由により修学困難な子供でも平等に世界に飛び込める後押しとなる制度を創設してほしいとの想いを受け、平成29年度から当制度を実施しています。

寄附者からのメッセージ

学びは、皆さんの可能性を無限に広げてくれます。強い気持ちを持って世界へ、そして未来へはばたいてください。心から応援しています。



7 未来へはばたく人財育成資金以外の奨学金等制度について

制度概要や申込等につきましては、学校または各団体にお問い合わせください。

学種	国公立	私立	制度	実施主体	内容	お問い合わせ先
高校生	○	○	高等学校等就学支援金制度	文部科学省	国公立問わず、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯（※1）の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給します。 ※1 詳細は文部科学省ホームページをご確認ください。	在学中の中学校・高校 または 埼玉県高等学校就学支援事務局 048-711-7012
	○	┃	埼玉県立高等学校の授業料等減免制度	埼玉県	修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、授業料及び入学料を免除します。 ただし、授業料については、「高等学校等就学支援金制度」を受けられない方が対象です。	在学中の中学校・高校または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652
	┃	○	埼玉県 私立高等学校等 父母負担軽減事業補助金制度		県が認可した私立高等学校等に通学する生徒の授業料等負担を軽減するため、国の就学支援金の支給に上乗せして、授業料及び入学料の一部を補助します。	在学中の高校 または 埼玉県総務部学事課 高等学校担当 「学費軽減ヘルプデスク」 048-830-2725
	○	┃	埼玉県 国公立高等学校等 奨学のための給付金制度		埼玉県に在住で、市町村民税所得割額が非課税相当の世帯に支援を行う制度です。世帯の状況に応じて、授業料以外の教育費に必要な経費への支援として返還不要の給付金を支給します。	在学中の高校 または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652
	┃	○	埼玉県 私立高等学校等 奨学のための給付金制度			在学中の県内高校 または 埼玉県総務部学事課 高等学校担当 「学費軽減ヘルプデスク」 048-830-2725
	○	○	埼玉県 高等学校等奨学金制度		高等学校等（県内・県外）に在学する生徒のうち、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒を対象に奨学金を貸与します。	在学中の高校 または 埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当 048-830-6652
	○	○	埼玉県 高等学校定時制課程及び 通信制課程生徒 修学奨励費		高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年を対象に修学奨励費を貸与します。	埼玉県教育局 高校教育指導課 048-830-6765
高校生・ 大学生 共通	○	○	母子及び父子並びに寡婦福祉資金 貸付制度	埼玉県	母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さん・寡婦の方の経済的自立や、扶養している子（20歳未満）の福祉増進のために必要な資金を貸与します。（就学支度資金、修学資金等）	埼玉県 東部中央福祉事務所 048-737-2359
	○	○	入学準備金貸付制度	戸田市	高等学校等、大学等に入学を希望する生徒・学生の保護者で入学準備金の調達が困難な方に、入学準備金の貸付を行います。	戸田市教育総務課 048-424-9582
	○	○	奨学資金貸付制度		経済的な理由により修学困難な世帯の高等学校等の生徒・大学等の学生本人に、奨学資金の貸付を行います。	
	○	○	（株）日本政策金融公庫 国の教育ローン		教育資金を必要とする方に教育貸付を行います。	教育ローンコールセンター 0570-008656

戸田市ホームページにも情報を掲載しています。

市へ提出する書類のダウンロードもできますのでご利用ください。

戸田市 未来へはばたく

検索



未来へはばたく人財育成資金以外の奨学金等制度についても情報を掲載しています。

戸田市 奨学金

検索



◆お問い合わせ 戸田市教育委員会事務局 教育総務課

電 話 048-424-9582（直通） F A X 048-443-9033

E-mail kyo-somu@city.toda.saitama.jp

2026.7.7 作成